

京都市告示第112号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成26年4月21日

京都市長 門川大作

道路の種類            市道  
供用開始の期日        告示の日  
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
太秦安井経 2号線	右京区太秦安井辰己町6番地の34地先 から	旧	メートル 36.30	メートル 1.05 ~ 6.50
	同町7番地の46地先まで	新	36.30	3.95 ~ 5.50

(建設局土木管理部道路明示課)